認定こども園の認定の要件を定める条例の制定等について

1　認定こども園の認定の要件を定める条例について

（１）制定の趣旨

千葉県より、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲を受けるにあたり、認定こども園法において、認定の要件について都道府県が条例で定めることとされていることから、本市における認定の要件を定める条例（以下「基準条例」と言います。）を制定するものです。

（２）認定権限の移譲について

認定こども園には以下の４類型があり、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型の認可権限は指定都市に移譲されましたが、他の３類型については、都道府県が認定を行っています。本市としては、幼稚園等の認定こども園移行を促進し、認定こども園の普及を図るため、千葉県の特例条例の改正により、２８年４月から、残りの３類型についても、千葉市で認定できるよう、千葉県と協議を行っています。

＜類型と認可・認定権者等＞

類型	形態	認可・認定権者	本市施設数（H28.4 見込み）
幼保連携型	学校かつ児童福祉施設としての単一の施設	都道府県・指定都市・中核市	６
幼稚園型	幼稚園＋保育機能施設	都道府県→<u>本市への移譲について協議</u>	１
保育所型	保育所＋幼稚園機能		２
地方裁量型	保育機能施設＋幼稚園機能		１

＜他指定都市の状況＞

・既に移譲済み　８市　・28 年度から移譲予定　４市　・29 年度以降移譲予定　３市　・その他　４市

（３）認定の要件を定める条例案の概要

基準条例の制定にあたっては、法に掲げる基準に従い、国の定める基準（告示）を参酌して定めることとされていますが、本市の認定こども園において、類型に関わらず教育・保育水準を維持・確保するという考えの下、次の項目について、国と異なる上乗せ基準を設定します。

＜主な上乗せ項目＞

項目	区分	国基準	本市基準（上乗せ）
３歳以上児の学級の編制	参酌	１学級 35 人以下	３歳児の学級についてのみ 30 人以下
	【特記事項】４・５歳児に比べ、より多くの援助を必要とする３歳児の教育時間における学級編成についてのみ、１学級について３０人以下とします。**（市幼保連携型認可基準と同様）** 【参考】教育・保育に係る従事者配置基準　３歳児の児童２０人に対し保育士１人		
１・２歳児に対する職員配置	参酌	園児６人に１人	園児５人に１人
	【特記事項】 運動機能や生活面において未熟な部分が多く、援助をより多く必要とする１・２歳児について、園児５人に対し１人以上配置とします。**（市幼保連携型認可基準と同様）**		
遊戯室	参酌	保育室との兼用可	利用定員６０人以上は必置
	【特記事項】 複数のクラスが合同で教育・保育を行う場合等に必要となるため、利用定員 60 人以上の施設は保育室との兼用を不可とします。**（市幼保連携型認可基準と同様）**		

<table>
<tr><th>項目</th><th>区分</th><th>国基準</th><th>本市基準（上乗せ）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外遊戯場</td><td>参酌</td><td>保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園は代替地でも可。</td><td>利用定員６０人以上は必置</td></tr>
<tr><td colspan="3">【特記事項】
子どもが屋外で安全に遊ぶことのできる環境を維持するため、利用定員６０人以上の施設は代替地の利用を不可とします。（市保育所認可基準と同様）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３歳以上児への食事の提供</td><td>参酌</td><td>外部搬入可</td><td>外部搬入の場合はあらかじめ市長との協議を義務付け</td></tr>
<tr><td colspan="3">【特記事項】
食育を推進するとともに、アレルギー児にきめ細かく対応するため、３歳以上児の食事を外部搬入する場合、市長との事前協議を義務付けます。（市幼保連携型認可基準と同様）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常災害対策</td><td>―</td><td>－(規定なし)</td><td>設備設置、災害に対する計画、月１回の訓練の実施、非常用物資の確保</td></tr>
<tr><td colspan="3">【特記事項】
東日本大震災の教訓を踏まえ、利用者の安全確保に努めます。（市幼保連携型認可基準と同様）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">本市幼保連携型の基準には規定がある一方、国基準に規定がない項目については、市幼保連携型認可基準、千葉県の幼稚園の認可基準又は本市の保育所の認可基準のいずれかと同様とします。</td></tr>
</table>

２　千葉市社会福祉審議会条例の一部改正について

（１）改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、認定こども園法の規定により、審議会その他の合議制の機関を設けることとされており、本市においては、児童福祉施設について調査審議を行う設置認可部会を、当該機関に位置付けています。

幼保連携型以外の認定こども園も、提供する教育・保育の内容や、施設に支払われる公定価格は幼保連携型と同等であることから、幼保連携型と同等の教育・保育の質を確保するため、設置認可部会において調査審議を行う必要があると考えております。

（２）改正の概要

設置認可部会の調査審議事項に、他の類型の認定こども園を追加する改正を行います。

（３）調査審議の運用について

幼稚園や保育所等の認可施設から移行する場合は、必要性に応じて事業者からのヒアリングを省略するなど、教育・保育の質を担保することを前提に、部会を円滑に運営できるよう、調査審議の具体的な運用について、設置認可部会において検討して参ります。

３　スケジュール

平成２７年１２月　千葉県の事務処理特例条例の一部改正案提出（予定）
　　パブリックコメント手続（基準条例のみ）
平成２８年　２月　基準条例案確定、社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員に報告（資料送付）
　　平成２８年第１回定例会に議案提出
　　３月　議決
　　４月　施行、認定